

2024 年 7 月 26 日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

最善利益勘案義務に関する監督指針の改正案に対する意見

6 月 27 日（木）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり
取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

最善利益勘案義務に関する監督指針の改正案に対する意見

意見提出の背景・趣旨

- 2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）において、銀行を含む「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」に対して、「最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである」旨の義務（以下「最善利益勘案義務」という。）が新たに規定された。
- 今般整備された政令（案）および内閣府令（案）においては、追加的に最善利益勘案義務の対象となる付随・関連業務が指定され、そのうち銀行業務については銀行法第10条第2項の付随業務等が指定されている。
- また、「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案においては、最善利益勘案義務に係る監督上の「主な着眼点」や「監督手法・対応」が示されており、実務的に順守すべき考え方等が盛り込まれた。他の監督指針についても同様の改正案が示されている。
- 最善利益勘案義務は、従前から取組みが求められている「顧客本位の業務運営に関する原則（2017年3月30日制定）」の趣旨・考え方に沿う内容となっており、これまで同原則にもとづき適切に取り組んできた金融事業者においては、新たな具体的対応が義務付けられるものではないが、仮に違反があって必要と認められる場合には、銀行法や金商法等の行政処分の対象になり得るものと理解。
- こうした理解のもと、今後、当協会の会員が、改正法を踏まえた実効的な態勢整備等を進めていくに当たって確認が必要なポイントは、①「主な着眼点」に記載された考え方等の趣旨、②監督・モニタリングにおける実務的な影響、と考えられることから、パブリックコメント募集に対して意見を提出する。

No.	該当箇所	意見等
【「主な着眼点」に記載された考え方等の趣旨について】		
1	全般	今般の改正によって、金融事業者に対して新たな具体的対応が義務付けられるわけではなく、これまでも求められてきた顧客本位の業務運営に、不断に取り組んでいく必要があることが、改めて明確化されたとの理解でよい。
2	社会に付加価値をもたらす、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには	本記載は、「顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行う」ことによって目指されている姿が、「社会に付加価値をもたらすことで、同時に、自分自身の経営の持続可能性が確保されていく」ものであると示したものであって、「金融事業者が利益を得てはならない」という趣旨ではなく、「顧客と金融事業者の双方の利益がWin-Winの関係になる」ことが目指されているとの理解でよい。
3	必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え 自らの規模・特性等に鑑み	本記載は、「最善の利益」が実質的な意味での利益を指しており、顧客一人ひとりによって変わり得る（あらゆる顧客に一律のものはない）ことから、各金融事業者において、各顧客の実質的な最善の利益を考える必要があると示したものの理解でよい。 また、各金融事業者においては、自らの規模・特性等を踏まえて、「最善の利益」を実現する方法（組織運営や商品サービス提供も含む）も検討していく必要があるとの理解でよい。

4	自らの規模・特性等に鑑み、組織運営・・・も含め	「業績評価を始めとした組織運営のあり方」について、「規模・特性等に鑑みての組織運営」を踏まえると、例えば、各社の規模・特性等に鑑みて、プロダクトガバナンスに向けた検証分析を行う組織体制の明確化や取組みに関する明示があること等も含まれるとの理解で良いか。
【監督・モニタリングにおける実務的な影響について】		
5	全般	今般の改正によって、新たな監督・モニタリングの枠組みが設けられるわけではなく、既存の監督・モニタリングの対話の中で、今般追加された着眼点が勘案されていくことになるとの理解でよいか。
6	組織運営や商品・サービス提供も含め、	本記載は、各取引における顧客への適切な情報提供等の観点だけでなく、業績評価を始めとした組織運営のあり方、商品ラインナップのあり方などのプロダクトガバナンス、これらに係る経営陣・第2線・第3線の適切な関与といった内容も、監督上の着眼点に含まれると示したもののとの理解でよいか。

以 上